

新四国借款団交渉における満蒙除外問題の再々検討

——熊本史雄氏と久保田裕次氏の最新成果を踏まえて

中谷直司

帝京大学、メールアドレスは researchmap 上でご確認ください

## 1. 日米英仏の新四国借款団の意義と報告者の立場

### (1) 1920年の新四国借款団の意義(結成交渉は1918年~1920年)

・とくに1912年結成の六国借款団(英仏独米露日の旧借款団)との対比で

①満蒙の包含(旧借款団では曖昧):旧借款団では日露が抵抗、棚上げ(塚本、2020等)。

\*よって「満蒙の除外」といった場合、行政借款の排除も含まれる(た)。

②実業借款の包含(⇔旧借款団):提案した米の狙いは勢力範囲の解体

\*英の反対を日本側は予想⇒鉄道借款だけでも共同化できないか(外務省政務局第1課)

日本政府の交渉開始時の立場——①満蒙の包含:× ②実業借款の包含:○

日本政府の交渉妥結時の立場——①満蒙の包含:○ ②実業借款の包含:○

\*①に関しては、以下の3つの取り引きが日米英間で成立(≠条約・協定)

(1)南満州の個別鉄道権益の列挙除外(東部内モンゴル関係の洮熱線は提供)

(2)「満蒙」に関する日本の「緊切なる利益」を尊重し、それに反する opinion は支援しない。

\*内容:満鉄併行線への資金不提供;洮熱線の建設への資金提供(米英は確認は拒絶)

(3)「満蒙」で日本が勢力範囲を主張したり、経済的・政治的利益を壟断したりしない。

(2)当事者の認識:主に下線部(+個別鉄道権益の除外)から、原敬首相は以下を日記に残す。

5月4日「我においては満蒙は我勢力範囲内なりと漠然と主張し居たるに過ぎざりしものが、今回の借款団解決にて具体的に列国の承認を得たる事にて将来の為我利益多しと思う。」

3月23日「[ラumont・井上準之助間の]対談要領及び満蒙除外の件に付米英より返事の次第は、従来我国が満蒙を勢力範囲なりと漠然主張せし趣旨より寧ろ具体的に保證することなるが如き返答なるに因り、更に之を確認せしむる趣旨にて我より回答し[交渉をまとめると、内田が閣議で述べ、了承された]」。

・以上の経緯に関する中谷(2016、2018)の解釈

\*日本は満蒙で勢力範囲を主張できる最たる根拠を喪失(「緊切なる利益」も多分に名目的)。

\*\*実業借款の包含賛成で、他の大国との勢力範囲の相互尊重(勢力圏外交)も放棄。

\*\*\*以上の政策転換は、政務局第1課(課長:小村欣一)の政策構想に基づく。

## 2. 熊本史雄説の検討: 熊本(2017、2021)

・外務省の態度変化を5つに時期区別——ここでは3つに再区分

### ① 実業借款包含への英国の反対・抵抗に期待(18年7月~19年3月27日)

・18年11月頃までは、満蒙除外を楽観視(中谷、2016が典拠。しかし、それは8月頃まで?)

・米国との提携路線は、小村・第1課にとっても「次善の策」

### ② 英国の賛同後、満蒙除外をめぐる外務省内が分裂(~19年6月15日)

・小村・幣原: 高橋蔵相の修正案に賛同⇒5月の政府方針; 英国との資本提携を摸索

当初の外務省方針案——基本は条約上の権利除外論⇒満蒙は確保、山東は提供

### ③ 列挙除外(甲案)に向けて幣原次官のリーダーシップ発揮(~19年9月11日)

・原首相の判断で概括留保(乙案)を再度提示(8月)⇒米英との政府間交渉⇒列挙除外へ。

・伊東巳代治対策として、幣原は日本が求めるのは「自由なる認定権」との表現も挿入。

結論: 幣原による満蒙権益と対英米協調を基軸とする霞ヶ関外交の継続

#### 【批判】

① 対英提携が本当に外務省の最善策? 高橋修正前の外務省方針案(特に第1課案)は反英的。

② 英国に投資余力はないのでは? + 門戸開放との整合が主目的では? (cf. 後の日米英交渉)

③ 8月の甲案(列挙除外案)を、ラumont・井上が合意した列挙除外案と同一視してOK?

甲案: 南満州および東部内モンゴルに関して、日本が日中間の現行の条約および取り決めに遵拠して有している、なんらかの権利の放棄を定める意味があるものとは解釈すべきではない。⇒  
素直に読めば、満蒙に対する日本の概括的な投資優先権は残る。

\* 政府提案の前に、6月の銀行団会議で拒絶⇒この経緯もあり、鉄道権益の列挙除外へ?

乙案: 南満州および東部内モンゴルにおける、日本の特殊権利および利益に、なんらかの不利な影響をあたえるものと解釈されるべきものではないのは当然である。(中谷、2016: 221)

\* 幣原発案の「自由なる認定権」は外交交渉で米から完全に拒絶(交渉進展には貢献せず)。

## 3. 久保田裕次説の検討: 久保田(2023)

① 外務省の列挙主義 vs 陸軍の除外主義⇒①をまず提起する原の政治的判断

② イギリスの役割: 応急借款へのブレーキ; 南満州権益の容認と東部内モンゴル権益への反対

③ 日英の妥協を軸に、南満州が日本の「勢力範囲である」との認識が欧米各国政府に共有。

\* 実業借款の包含による勢力圏外交の否定は「論理的否定」(⇔実態?)。

【批判】

- ①外務省の列挙主義は(1)概括的投資優先権を含む→(2)含まないと二段階で変化したのでは？
- ②応急借款に対する条件の取り下げ、また南満洲に限った容認姿勢は、英国の弱さゆえでは？
- ③日本政府が経済的・政治的な利益の壟断・勢力範囲主義を否定する中、そのように言えるか？

#### 4. 英国の役割と満蒙權益の維持をめぐる

##### (1) 両者ともに英国のパワーと外交方針の一貫性を過大評価していないか

- ①高橋蔵相の資本提携相手がなぜ英国と言えるのか？

\* 応急借款でも英は日米の資金に頼るのが前提(参戦軍の解散条件も取り下げ)

- ②米国は日英の妥協ゆえに譲歩したのではなく、その可能性を過大評価したゆえに譲歩した。

\*もし英国が米国よりも日本の新借款団加入を不可欠と考えたのが事実だとしても、それは自律性ゆえではなく、日米の投資競争(と英国の落伍)を恐れたため。

\*英国が日本への歩み寄りの姿勢を見せたのは、米国の国際関与を信用できなかつたため(つまり英米協調が失敗した場合の保険)⇒米外交のリーダーシップを制約。(中谷、2016)

##### (2) 勢力範囲としての満蒙權益 or 南満洲權益は維持されたのか？

###### ・ワシントン会議時と満洲事変時の外交官(含む幣原)・外務官僚の評価

「[新借款団交渉時の一般的保障]は何等特殊の権利を日本に付与せらる可きことを確認せるものとは言ひ難く、現に当時帝国政府に於ても(中略)支那国民正当なる志望並該地方に於ける列国の利益を無視し、何等地理的区画を設けて経済上の利益を壟断し、或は政治上排他的権利を主張し、所謂勢力範囲主義を確保せんとする動機に出でたるものに非ざる旨を声明せる次第にして、要するに我が主張の根本義は、予て門戸開放機会均等の鉄則に画然たる除外例を設けんとするの趣旨に非ず。」(日本全権⇒内田外相、22+年12月526日。下線は中谷)

「経済的意義に於ける特殊地位は経済的の優先的又は独占的の権利を有すること……即ち利益範囲の主張に外ならず……[新借款団を前提に]ワシントン会議に於て斯種優先的独占的の権利は一般的に放棄され且九国条約に依り禁止せられたるを以て、日本は現在経済的意義に於ける特殊地位を有せざるなり。」(亜細亜局第1課「日本の満洲に於ける特殊地位とは何ぞや」32年9月。下線は中谷。この意見書の意義については、中谷(2021))

**\*熊本(2017、2021)、久保田(2023)の核となる主張は、以上の二資料と矛盾するのでは？**

### 【まとめ】

- ①列挙主義案の元となった条約上の権利除外案は反英的である⇒対英提携重視の根拠か疑問  
\*揚子江流域で、英国は投資優先権を主張できる条約上の確たる根拠を持たない。
- ②幣原次官の役割は確かに重要だが、駐米大使への転任後に重要な外交交渉が展開。そこで実現したのが、勢力範囲の否定を前提とする「緊切なる利益」への英米の尊重。
- ③イギリスの外交はかなり場当たりの。とくに洮熱線の提供要求は、新借款団への日本の加入を優先したとはいえない判断(ラumont・井上の交渉妥結直前)。

### 【今後の課題】

- ①満蒙除外の放棄にあたって、行政借款の共同化がさして論点にならなかったのはなぜか？
- ②甲案から鉄道借款および課税担保借款の投資優先権(15年の南満東毛条約附属文書)が、(いつのまにか?)外されたのはなぜか?またその経緯は?(勢力範囲主義の否定挿入の経緯も)  
\*当該権利の放棄(提供)で、甲案は確かに我々が知るような「列挙除外」となった。
- ③幣原の駐米大使転任後も、彼のリーダーシップ・構想がそのまま継続したか否か。
- ④政策決定過程での陸軍の直接的な影響の特定(とくに原首相の強気の交渉姿勢との関係)。

### 【引用文献一覧(直接引用・参照に限る)】

- 久保田裕次(2023)「新四国借款団の結成と満蒙問題」『史学雑誌』第132編第1号
- 熊本史雄(2017)「大戦間期外務省の情報管理と意思決定」『日本史研究』第653号。
- 熊本史雄(2021)『幣原喜重郎』中公新書、2021。
- 塚本英樹(2020)『日本外交と対中国借款問題』法政大学出版局。
- 中谷直司(2016)『強いアメリカと弱いアメリカの狭間で』千倉書房。
- 中谷直司(2018)「東アジア『新外交』の始動」伊藤之雄、中西寛編『日本政治史の中のリーダーたち』京都大学学術出版会。
- 中谷直司(2021)「日本外交による満洲事変正当化の論理」片山慶隆編『アジア・太平洋戦争と日本の対外危機』ミネルヴァ書房。

### 【直接引用資料の出典(4節の(2)中)】

- 「ワシントン会議全権より内田外務大臣宛」~~1921年12月5日~~1922年1月26日(『日本外交文書——ワシントン会議会』下、3459文書)。
- 「日本の満洲に於ける特殊地位とは何ぞや」1932年9月稿「満洲事変法律問題に関する亜一意見集 (二)支那及満洲国関係」外務省調書B-亜一-8/JCAR Ref. B02130095100。